

東日本大震災 災害情報 第4号

つながろう！多賀城

目次

総合相談窓口	2
被災中小企業者支援	3
り災証明書	4
遺失物の縦覧	6
下水道排水節水	7
被災した車両の移動	8
国民年金保険料の変更	9
学校・子育てなどのお知らせ	10
乳幼児健診・キッズジュニアイベント	11

● ● ● 多賀城市の被害状況 ● ● ●

平成23年4月14日発表

犠牲者 180人
行方不明者 12人
避難者 1,025人
・文化センター 430人(史遊館を含む)
・総合体育館 495人
・山王地区公民館 100人



写真 多賀城駅前(旧長崎屋跡)での自衛隊入浴支援
写真 自衛隊音楽隊と高崎中学校生徒との合同演奏
写真 多賀城高校野球部によるボランティア活動
写真 避難所再編(総合体育館)

被災された皆さまへ

多賀城市長 菊地健次郎

古今未曾有の東日本大震災から一カ月余り、毎日のように繰り返される強い余震、私達を不安と恐怖の中に押し込め、災禍未だに遠ざかることなく悲嘆に暮れる毎日です。

愛する家族を亡くし、思い出多き我が家を失い、仕事をなくし絶望感にさいなまれている市民の方の心中をお察ししますと心が痛く、胸をかきむしられる思いで一杯であります。

今なお、避難所には一千人を超える方々が避難されておりまして、在宅で不安や不便に耐えておられる方も数多くおられます。多賀城市では皆さまに一刻も早く平穏な生活を取り戻していただけるよう、仮設住宅や借り上げ住宅の準備、温泉地などへの一時的な避難もご利用いただけるよう進めております。

いずれにしましても、これほどの大津波は想定域をはるかに超えるものであります。今後、各関係機関では、今回の津波被害の検証を踏まえた復興計画の策定に取りかかることとなりますが、多賀城市でも市民の皆さま方に安心して生活や事業を行っていただける新たなまちづくり計画をしっかりと進めてまいります。

議会は多賀城市の復興に向け、市民と共に頑張ります！

多賀城市議会議員一同

皆さんの必死の努力と友好都市をはじめとする全国からの応援部隊の力が実り、市内には少しずつ復旧の兆しが見えてきました。とはいえ、多くの方が家族を、家を、職を失い、未だ癒されることのない深い苦しみの中にあるのも事実です。市民の皆さん、今ほど地域の力、市民の力が求められるときはありません。お互いしっかりと支え合い、英知を結集し、愛する郷土の復興を目指しましょう！涙をこえて、ともに復興に立ち向かいましょう！

総合相談窓口

地区割および整理券発行

により、対応しています。

* 仕事などの関係で、地区割の日程で都合の悪い方はご相談願います。

日時 / 4月1日(金)から当日の間、午前9時～午後5時

(土曜・日曜日、祝日も開設)

* 整理券配付は午前8時から

会場 / 市役所6階

601、602会議室

主な相談項目 /

各種支援制度、応急仮設住宅住宅応急修理、弁護士による相談ほか

受付区分(地区割り) /

4月1日～10日 大代一丁目、大代六丁目、宮内地区、栄地区、町前地区

4月11日～20日 大代二丁目、五丁目、明月地区、八幡一丁目、八幡字地区

4月21日～30日 桜木三丁目、八幡二丁目

5月1日～10日 鶴ヶ谷地区、桜木一丁目・二丁目、八幡三丁目・四丁目

5月11日以降 ほかの地区

問 / 社会福祉課 内線162

各種支援のお知らせ

生活支援

被災者生活再建支援制度

対象 / 市内に居住する世帯で震災により、

住宅が全壊した世帯

住宅が大規模半壊した世帯

住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯

敷地に被害を生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

基礎支援金 / 全壊：100万円、大規模半壊：50万円

加算支援金 / 建設・購入：200万円、補修：100万円、賃借(公営住宅を除く)：50万円

世帯人数が1人の場合は

おのおの4分の3の額。

問 / 社会福祉課 内線162

災害弔慰金

災害により死亡された方のご遺族に支給します。

支給額 / 支給を受ける方の生計維持者が死亡した場合500万円、その他の方が死亡した場合250万円

受給遺族 / 配偶者、子、父母、孫、祖父母

問 / 社会福祉課 内線162

災害障害見舞金

災害により障害を負った方の障害の程度に依りて支給します。

支給額 / 障害を負った方が世帯の生計を維持していた場合250万円、その他の場合125万円

問 / 社会福祉課 内線162

災害援護資金制度

世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯を支援するため、生活立て直しの資金の貸し付けを行います。被害の状況、所得の状況により限度額が異なります。

限度額 / 350万円 年利率3%

* 提出書類など詳しいことは、市役所6階総合相談窓口にお尋ねください。

問 / 社会福祉課 内線162

生活福祉資金の貸付

当面の生活費を借り入れることができます。

限度額 / 1世帯につき10万円。ただし、世帯員の中で次に該当する方がいる場合は、20万円。

死亡者 要介護者 世帯員が4人以上

据置期間/貸付けの日から1年以内
償還期間/据置期間経過後2年以内
問/社会福祉協議会
☎368・6300

国民年金手帳の紛失と保険料の免除等
今回の震災により国民年金手帳を紛失した方の手帳の再発行、保険料免除および口座振替停止の手続きは、仙台東年金事務所または市の窓口で受け付けています。

詳しくはお問い合わせください。
問/仙台東年金事務所
☎257・6115

国民健康保険一部負担金の支払い猶予・免除について
震災で被害を受けた被災者の方で、住家の全壊・半壊・死亡・重篤な傷病を負ったなど一定要件に該当し、医療機関で支払う自己負担金を支払うことが困難な場合には、当面5月診療分まで医療機関の窓口で申し出をすることで、支払が猶予又は免除されます。

後日、本市より内容確認のため、お問い合わせする場合があります。条件に該当しない場合には、猶予又は免除を

受けた自己負担分をお支払いいただくことがあります。
問/国民年金課 内線124
NHK放送受信料の免除
免除の範囲/災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼、または床上浸水の程度の被害を受けた建物の放送受信契約
免除期間/3月から8月まで(6カ月間)

期間は、NHKの調査により手続を進めています。
詳しくは電話またはNHKホームページをご覧ください。

問/NHKふれあいセンター
☎0120・151515
(平日午前9時~午後10時
土曜・日曜日、祝日午前9時~午後8時)

自衛隊による入浴支援
被災された方々を対象に、入浴支援が行われています。
*タオルやせっけんなどはご持参ください。
場所/多賀城駅前(旧長崎屋跡地)
日時/当分の間、午前10時~午後8時(水曜日は午後1時~午後8時)

問/災害対策本部
内線271

災害ボランティアセンター
家の片づけ、掃除、泥だし、家財の運び出しなどをお手伝いします。
現在たくさんのご依頼をいただいていますので、受け付け後すぐに活動できない場合もあります。活動依頼に費用は一切かかりません。
ただし、高所や損傷の激しい家屋内での活動など、危険を伴う場合は、お断りさせていただきます。

また、災害ボランティアも募集しています。
問/多賀城市災害ボランティアセンター
☎080・5949・7501
1~7503(受け付け時間
午前9時~午後3時)

被災中小企業者支援
国の被災中小企業者対策として、激甚災害の指定を行い、次の特別措置を行うことになりました。
特別相談窓口の設置
設置箇所/
日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、経済産業局

また、1つの窓口で資金繰

りなど幅広く相談ができる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を設置しています。
(土曜・日曜日、祝日を含む)
☎0570・064・350
(午前9時~午後5時30分)
災害関係保証の発動
り災証明書を受けた被災中小企業者に対して、信用保証協会は、別枠で保証します。
保証限度額/無担保8千万円、最大2億8千万円(100%保証)

資金使途/事業再建資金
保証期間/貸付金利/宮城県信用保証協会または金融機関にお問い合わせください。
*り災証明書は、事後(融資実行後を含む)の提出でも可
問/宮城県信用保証協会
☎225・6491

災害復旧貸付の金利引下げ
り災証明書を受けた被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で貸し付けします。
貸付限度額/中小事業者1億5千万円、小規模事業者等3千万円
資金使途/運転資金または設備資金
貸付金利/中小事業者1・75%、小規模事業者等

2・25%
(特段の措置として貸付後3年間、借入額のうち1千万円を上限として0・9%の金利引き下げを行います)
*り災証明書は、事後(融資実行後を含む)の提出でも可
問/(株)日本政策金融公庫
☎0120・154・505
沖縄振興開発金融公庫
☎098・941・1795
(株)商工組合中央金庫
☎0120・079・366

宮城県の被災中小企業者に対する金融支援
資金名/中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)
対象/震災の被害を受けた中小企業者で次のいずれかに該当する方
直接被害(施設や事業用資産の損害など)の場合、市が発行するり災証明書の交付を受けた方。
間接被害(取引先の被災などで最近1カ月の売上高が前年同月に比べて10%以上減少または減少が見込まれる方)

融資限度額/1千万円
融資利率/年1・0%以内
償還期間/運転資金10年以内(うち据置2年以内)
償還方法/原則として月賦

融資限度額/1千万円
融資利率/年1・0%以内
償還期間/運転資金10年以内(うち据置2年以内)
償還方法/原則として月賦

融資限度額/1千万円
融資利率/年1・0%以内
償還期間/運転資金10年以内(うち据置2年以内)
償還方法/原則として月賦

均等返済

保証人／原則として法人代表者以外不要

担保／取扱金融機関および宮城県信用保証協会所定

取扱期間／4月1日～9月9日（融資実行分）

取扱金融機関／県内の金融機関

問／宮城県経済商工観光部 商工経営支援課

☎ 211・2744

セーフティネット保証5号（ハ）による金融支援

対象／市区町村の認定を受けた中小企業者

貸付限度額／無担保8千万円、普通保証2億円、最大2億8千万円（災害関係保証と同枠）

保証期間・貸付金利／宮城県信用保証協会または金融機関

にお問い合わせてください。

問／商工観光課

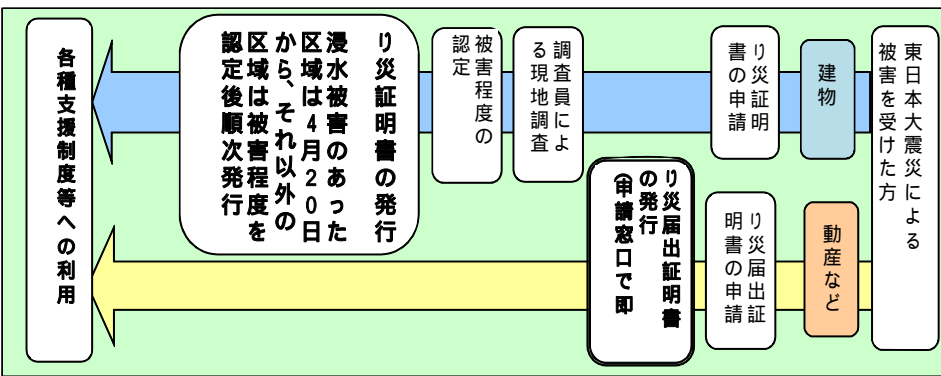
内線471、472

宮城県信用保証協会

☎ 225・6491

り災証明書

浸水被害のあった家屋の全棟の外観による被害調査結果に基づき、浸水による被害を受けた方に対し、4月20日（水）から「り災証明書」を発行します。



問／市民課 内線141

損害の程度の認定

り災証明書における「損害の程度」について、よくある質問の一部をご紹介します。

共通的事項

Q1 り災証明書とは、何に使うものですか？

A1 り災証明書とは、住居などの被害を受けた方が各種の支援制度を利用する場
合に、建物の被害の程度を証明するものです。この証明書の発行には、被害状況の調査が必要になります。

Q2 り災証明書の被害の程度には、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」があります。どんな基準で決まるのですか？

A2 被害の程度の基準は、内閣府で定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に次のように定められています。

全壊：住家全部が倒壊、流失等したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの（損害割合50%以上）
大規模半壊：住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行

わなければ居住することが困難なもの（損害割合40%以上50%未満）

半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの（損害割合20%以上40%未満）

一部損壊：（損害割合20%未満）

Q3 アパートや借家に居住していても、り災証明書は発行されますか？

A3 被災の日に居住し、建物に被害があれば、借家人の方にも発行します。

Q4 り災証明書の被害の程度に不服がある場合は？

A4 申し出をすれば、立会いのもと再調査を行います。

津波被害編

Q1 内閣府では、今回の津波による被害に対して、簡易な認定方法を発表したと聞いていますが、その内容は？

A1 今回の震災被害が広範囲に及んでいることから、簡易な認定方法を採用することも可能であるとされました。この認定方法では、天井まで浸水した場合は「全壊」、おおむね1メートル以上の床上浸水の場合は「大規模半壊」、1メートル未満の床上浸水の場合は「半壊」と

いうものです。

Q2 多賀城市でも、この内閣府の簡易な調査方法を採用するのですか？

A2 簡易な認定方法では、1メートル以上の浸水と、1メートル未満の浸水では、被害の程度が異なってしまうことから、本市では、この簡易な認定方法を採用せず、本来の被害認定基準運用指針に基づき、各戸ごとに損失割合を算出して、被害の程度を判定いたします。

Q3 今回の津波による浸水は、これまでの降雨による浸水とは違い、復旧が著しく困難ですが、その点をどう判断していますか？

A3 今回の津波による浸水は、大量の汚泥と油混じりの海水であること、断水によりすぐに洗浄・清掃ができなかったことから、浸水した内壁、外壁および床材は、再使用できないものと判断しています。

Q4 津波による被害調査は、住民の立会いを求めず、外観からの調査だけのようですが、これでは内部の損傷を見ていないことになるのでは？

A4 A3にあるように、浸水した内壁、外壁等は、浸水があつたことで、再使用でき

ないと判断しています。浸水のあった内壁、外壁などに、さらに、地震による亀裂やガレキの流入による外傷があつても、すでに浸水で最大の損傷をみているので、損傷率は同じになります。

Q5 浸水の深さによって、判定結果は異なりますか？
具体的な例を示してください。

A5 被害の程度の認定は、その住家の損傷割合によって判定され、その損傷割合は家全体に占める損傷部分の面積等の割合や損傷の程度によって決定されます。したがって、1階部分の浸水深が同じでも、その建物が平屋建ての場合と2階建ての場合では、損傷割合が異なってきます。具体的な例としては、次のとおりです。

全壊と判断される場合/
平屋建てで、内壁に浸水があつた場合

2階建て（1階と2階の床面積の割合が6対4の場合、以下同じ）で、1階の天井まで浸水があつた場合

大規模半壊と判断される場合/
2階建てで、1階の内壁に浸水があつた場合

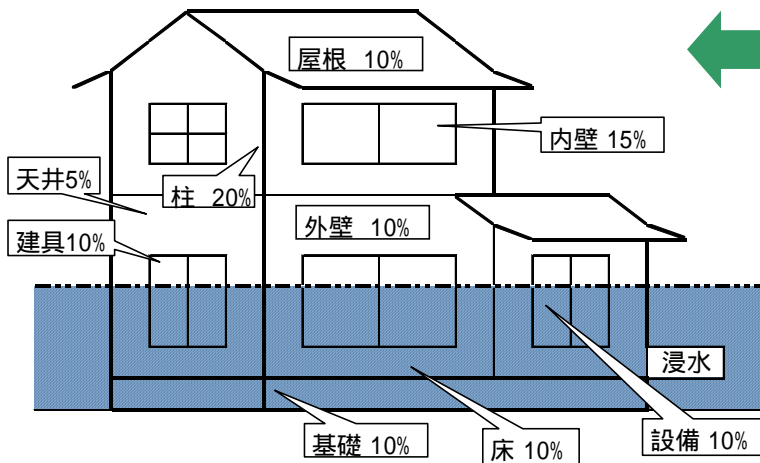
半壊と判断される場合/
2階建てで、1階の床面に浸

水があつたが、内壁までに達していない場合
一部損壊と判断される場合/
床下浸水の場合
*1階と2階の床面積の割合が事例と異なる場合には、異なる認定結果になることがあります。

このケースでは次の計算のもと、損害の程度が決定されます。

< 2階建てで1階の内壁に浸水があつた場合の計算例 >

住家の部分別構成比



部分別の損害割合

区分	構成比	×	損害の程度	×	1階の床面積割合	×	階層重み付け	=	損害割合	損害の程度の内容
外壁	10%	×	100%	×	60%	×	1.25	=	8%	浸水により仕上材の大半の汚損等が見られる。
内壁	15%	×	100%	×	60%	×	1.25	=	11%	浸水により下地材、パネルの吸水・膨張・不陸が見られる。
床	10%	×	75%	×	60%	×	1.25	=	6%	床下に堆積した汚泥を除去するため、床の一部(床板等)の取り外しが必要である。
柱	20%	×	25%	×	60%	×	1.25	=	4%	塗り壁の各所に仕上げの脱落が生じ、ボード仕上の壁では、目地部にひび割れやずれが生じている。
建具	10%	×	25%	×	60%	×	1.25	=	2%	アルミサッシの鍵の破損や開閉が不能となっている。
設備	10%	×	100%					=	10%	浴室、台所、トイレ、洗面所は再使用が不可能である。
屋根	10%	×	0%					=	0%	損害なし
天井	5%	×	0%					=	0%	損害なし
基礎	10%	×	10%					=	1%	床下に汚泥が堆積している。
合計	100%								42%	→ 大規模半壊

地震被害編

Q1 津波による浸水被害があつた区域の調査は、浸水被害のあつた区域の調査後に行われるようですが、それではいつまでも修繕できないのですか？

A1 住家の安全性を確保するため、修繕を優先してください。ただし、修繕前の状態の写真を撮影し、調査に何つた際に提示願います。

Q2 浸水被害と地震被害の調査内容に、違いはありますか？

A2 基本的には同じですが、地震被害の調査は、外観だけでは判定できないので、内部の損傷箇所を見せていただくこととなります。

Q3 私の家は、屋根瓦が崩落し、内壁に亀裂が入りましたが、どの様な判定になりますか？

A3 屋根については、崩落した瓦の状態とその面積の比率によって損傷率を算出します。その上で、その損傷率に家屋全体に占める屋根の部分別構成比である10%をかけて、屋根の損傷割合を求めます。同様に、内壁も求めた損傷率に、内壁の部分別構成比である15%をかけて、内壁の損傷割合を求め、これらの合計値をその住家の損傷割合とします。したがって、屋根のすべてと内壁のすべてに損傷が見られた場合でも、合計で25%の損傷割合になり、半壊と判断されます。

問/税務課 内線154

ごみ関連

家庭ゴミ(もやせるごみ)
もやせないごみ、粗大ごみ

収集場所/各集積所

収集日/通常の曜日と同じ

ごみ袋/指定ごみ袋以外(一段ボールなど)でも収集します。

その他(プラスチックも含む)の資源物は自宅で保管願います。

***平成23年度版ごみカレンダーの配布を中止しております。**

災害ゴミ

分別の仕方/

もやせるごみ(木材、プラスチック類、衣類など)

がれき(コンクリート、石垣、瓦、ブロックなど)

もやせないごみ(金属とプラスチックの複合製品など)

土砂

その他の災害ごみ(テレビなど)は自宅で保管願います。

収集場所/分別し、自宅敷地の前(車や歩行者に支障の無いよう)にお願いします。

期日/特に定めていません。

収集方法/津波被害を受けた地区から収集作業を行っています。

遅くなる可能性もあります。

ありますが、地震の被害を受けた地区も必ず収集します。

*** 〃の災害ごみを自身の車で搬入できる方は、午前9時から午後4時までに市立第二中学校東側(多賀城市南宮地内)へ。家庭ごみは対象外です。**

学校に近く、車両が頻繁に出入りしますので、大型車両での搬入は当面できません。

また、直接搬入する場合は十分気をつけてください。

問/生活環境課 内線2334

土のう袋とごみ袋の配布

地震・津波により、被災された世帯に、土のう袋とごみ袋を配布しています。

被災者総合相談などで市役所に来庁の際には、2階生活環境課にお立ち寄りください。

問/生活環境課 内線2334

消石灰を配布しています

被災後は衛生状態が悪くなることから、床上・床下浸水等の被害に遭われた場合、消毒作業が必要です。

市による消毒は、災害ゴミの撤去状況などをみて進める予定ですが、個人で消毒を行う方には、消石灰を一戸当たり5キログラム程度配布していますので、お問い合わせください。

問/健康課 内線1331

悪質商法に注意

震災に関連した便乗商法や保証金詐欺などの悪質商法の被害が発生しています。

少しでも不安に思われる場合は、震災に関連する悪質商法110番へお問い合わせください。

☎0120・214・888

(国民生活センター)

開設日時/毎日午前10時～午後4時(土曜・日曜日、祝日も開設)

問/生活環境課 内線2377・2339

遺失物の縦覧および問い合わせ

津波で流出した遺失物(写真、賞状等)で市内の捜索などで発見されたものうち、持ち主が特定できていない物や持ち主にご連絡のとれない物を公開しています。

会場/大代地区公民館

縦覧日/火曜・木曜・土曜日

時間/午後1時～午後4時

その他/貴重品などの遺失物については、交通防災課にお問い合わせください。

問/交通防災課 内線272

市議会からのお知らせ

東日本大震災対策委員会を発足し、活動しています。

4月4日に設置した委員会では、本市の復旧・復興に向けて検討を行っています。

今後、国や県に対し、市民生活の再建に向けた要望活動などを、積極的に展開していきます。

市の復興へ向け、政務調査費および常任委員会調査旅費を全額返上へ

市議会では、市を復興する財源に充てるため、今年度の常任委員会などの調査旅費を全額削減するとともに、現任期中の政務調査費(1人当たり月1万5千円)全額を返上することとしました。

今回捻出する復興の財源は、約480万円となる見込みです。

議会だより発行の延期

当分の間、発行を見合わせますので、ご了承ください。

第2回市議会定例会の開催

6月に開催の予定ですが、日程は未定です。

問/議会事務局 内線311、312

施設の臨時休館

次の施設は、避難所利用や震災の被害により当分の間休館します。

文化センター(市民会館、中央公民館、埋蔵文化財調査センター(多賀城史遊館)、市立図書館、山王地区公民館、大代地区公民館、総合体育館、市民プール、テニスコート、多賀城公園野球場、中央公園サッカー場、シルバークラスプラザ、シルバークラスプラザ、屋内ゲートボール場、老人憩の家、史都多賀城観光案内所(JR仙石線多賀城駅内、JR東北本線国府多賀城駅北側)

市民活動サポートセンター

町内会、自治会などによる復旧・復興活動や、NPOなどによる被災者・復興支援の活動拠点として仮開館しています。

日時/4月11日(月)～5月31日(火)午前9時～午後5時

***会議室の利用に制限があり、通常とは異なります。**

通常開館/6月2日(木)から会議室利用受付/5月9日(月)から(営利企業など利用の場合は、6月2日(木)から)

問/地域コミュニケーション課 内線252



下水道排水節水のお願い

今回の津波により、多賀城市の下水道を処理している宮城県仙塩流域下水道処理施設「仙塩浄化センター」が被害を受け、汚水の処理ができなくなりました。

この施設は、本市のほか、仙台市の一部（七北田川の北または東に位置する地域）や塩竈市、利府町、七ヶ浜町のトイレやお風呂、台所からの生活排水も処理しています。

市内のマンホールから汚水があふれるのを防止するため、やむを得ない処置として、下水道水を洗殿・消毒の簡易処置をし、海や河川へ放流しています。きれいな海や河川を守るためにも下水道排水の節水にご協力ください。

問 / 宮城県中南部下水道事務所
☎ 090・6853・084

皆さんのちょっとした工夫が節水への第一歩

トイレについて

できるかぎり、少量の水で流してください。

お風呂について

浴槽に貯めた水は、道路の側溝への排水やご自宅の庭などへ散水してください。

台所について

食器などの洗いや米のとぎ汁などは、お風呂と同様に、道路の側溝への排水やご自宅の庭などへ散水してください。

水道のお知らせ

市内の復旧の状況は、明月地区の一部、宮内地区、栄地区の一部を除き4月11日までに通水を開始しました。

まだ通水の開始していない地区は、津波による被害が大きく、冠水、道路上の瓦礫などが配水管の仕切弁（水を止める装置）等の操作に支障を来しており、瓦礫などの撤去に合わせ配水管の漏水調査を行いながら、逐次通水を開始します。

なお、通水の開始されている地区でも、水圧の低下などの事情で、緊急断水を行う場合がありますので、ご理解をお願いいたします。

3月分、4月分の水道料金・下水道使用料

本市給水区のすべての方を対象に、3月分（2月利用分）の水道料金・下水道使用料についての納入通知書の発送を4月に延期し、納期限も4月末日（5月2日）、口座振替につきましては、4月26日の引き落としに延期します。また、4月分（3月利用分）の水道料金・下水道使用料は、全額免除します。

問 / 水道部 内線 766
☎ 368・3111

～公共交通機関のお知らせ～

臨時バスなどの運行状況は、JR仙石線および東北本線の復旧状況やバス会社の状況に応じて、変更されています。ご利用の際は、事前に運行状況などをご確認ください。

電車

- ・ JR仙石線（仙台駅～多賀城駅間）・・・4月中旬復旧見込み
- ・ JR東北本線（仙台駅～国府多賀城駅間）・・・4月下旬復旧見込み

問 / JR東日本

仙台地区の運転情報案内（テープ） ☎ 0180-992-992

お問い合わせセンター（列車時刻、運賃・料金など） ☎ 050-2016-1600

バス

- ・ 仙台港線の振り替え便（北根三丁目～仙台駅～多賀城駅、各バス停停車便）

問 / 宮城交通（株） ☎ 022-771-5310

- ・ 多賀城仙台線（直行便）

JR仙石線（仙台駅～多賀城駅間）の運転再開前日まで運行する予定です。

- ・ 多賀城東部線（ユーアイバス）

土曜・日曜日、休日便（一日上下5便ずつ）で毎日運行しています。

問 / 市長公室 内線 212

被災した車両等の移動について

消防、救助、その他災害の発生防止、生活再建、復興のため被災車両を移動しています。

市が被災車両などを移動する場合

災害対策基本法に基づき所有者に代わって多賀城市長が移動し、一時保管します。公有地（道路や水路、公園など）にある車両などを先行して移動を行っています。私有地については、4月13日から移動を行っています。

委託業者

㈱ヨシムラ（多賀城市役所4階 道路公園課内）
問 /

☎ 090・7522・846

4

☎ 090・9635・213

6

車両等の保管

移動した車両については、市が用意した保管場所です。一時保管しています。

被災車両一覧（市ホームページ・市役所への掲示）により車両が保管されていることを確認のうえ、車両の引き取りをお願いします。

保管場所への入場

入場許可を受ける方の身分証明書を持参のうえ、市役所4階道路公園課内(株)ヨシムラへお越しください。

入場許可書がない方は、保管場所への入場ができません。

入場許可書発行時間

午前8時30分～午後4時

月曜日～土曜日（日曜日・祝日を除く）

入場時間

午前9時～午後3時

月曜日～土曜日（日曜日・祝日を除く）

保管後の取り扱い

移動した車両の番号などが確認できたものから、公表（ホームページ、市役所庁舎）しています。

所有者などの確認ができた車両から、車検証の住所へ通知をします。

保管開始の公示から一定期間保管後、所有者へ返還することができなかった車両については、職権抹消手続きをすることになります。

諸手続など

車両返還後の諸手続きに

については、各自で行うこととなりますが委託業者(株)ヨシムラ)でも手続きを行っておりますのでご相談ください。
問 / 道路公園課
内線 431～438



私有地内のがれき等の撤去と車の移動経費

個人が業者などに依頼した処理経費について、公費負担となる可能性があります。後日、明らかに災害ごみと認定できる被災した状況写真、適正な処理金額を判断するための「領収書・見積書」などを提出していただく必要があり、紛失しないように保管をお願いします。

問 / 生活環境課 内線 234

その他のお知らせ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付書発送など

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を普通徴収により納付されている方は、当分の間、通知書などの発送を見送っています。特別徴収の方は、甚大な被害を受けている地区のみ中止が困難なことから、すべての地区の皆さまに引き続き特別徴収で納付いただきますので、ご了承ください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免制度については、詳細が決まりしだいお知らせします。

問 / 国保年金課
内線 124～126

介護福祉課
内線 661～663

国民健康保険高額療養費の支給申請

3月下旬より申請受付予定だった1月診療分の高額療養費については、2月診療分と合わせて、4月下旬に対象となる方へ、ハガキでお知らせします。

国民健康保険脳検診助成事業

平成23年4月1日現在、多賀城市の国民健康保険に加入している方で次の生年月日の方を対象に脳検診（脳ドック）への助成を実施します。

問 / 国保年金課
内線 121～123

脳検診助成対象者

年齢	誕生日
40歳	昭和46年4月2日から昭和47年4月1日まで
45歳	昭和41年4月2日から昭和42年4月1日まで
50歳	昭和36年4月2日から昭和37年4月1日まで
55歳	昭和31年4月2日から昭和32年4月1日まで
60歳	昭和26年4月2日から昭和27年4月1日まで
65歳	昭和21年4月2日から昭和22年4月1日まで
70歳	昭和16年4月2日から昭和17年4月1日まで

なお、助成対象者の方にはご案内の書類を郵送します。

問 / 国保年金課
内線 121～126

国民年金の保険料が変わります

平成23年4月分より国民年金の保険料が変わります。

平成23年度 国民年金保険料額(月額)

定 額	15,020円
定額+付加保険料	15,420円

保険料の一部が免除されている場合

4分の3免除(4分の1納付)	3,760円
半額免除(半額納付)	7,510円
4分の1免除(4分の3納付)	11,270円

各月の保険料は納付期限(翌月末日)までに納めましよう。

*一部免除に該当している方は、4月に4〜6月分の納付書が送付され、7月に7月以降の定額の納付書が送付されます。

*次のような方には送付されません。

- ・口座振替を利用している方
- ・全額免除、若年者納付猶予に該当している方

になる仕組みがあります。前納と毎月納付では保険料の額に違いがあります。

前納による割引

	各月分納付書を使用	前納納付書を使用
1年分	180,240円	177,040円 (3200円の割引)
6カ月分	90,120円	89,390円 (730円の割引)

前納には期限があります。納付期限を過ぎると使用できなくなるので注意が必要です。

問/仙台東年金事務所国民年金業務課
☎257・6115

生じた後に、子の出生などにより要件を満たすこととなった場合にも一定額が加算されるようになります。

問/ねんきんダイヤル
☎0570・05・1165

平成23年度狂犬病集合注射の延期

今年度の狂犬病集合注射は、地震・津波の影響により延期しました。

今後の日程および場所については、決まり次第お知らせします。

なお、個人で、動物病院で予防注射を接種する場合は、事前に病院にお問い合わせの上、接種してください。

問/生活環境課
内線234〜236

橋りよの通行止めなど

高橋こ線橋(山王陸橋)および田子大橋が、今回の震災により通行できなくなりました。

現在のところ復旧の見通しは立っていません。大変ご不便をおかけしますが、迂回などのご協力をお願いいたします。

また、地震による市道の陥没や段差が生じています。余震などにより路面状況が

日々悪化している箇所もありますので、道路を通行する際は十分注意して走行願います。

*市では道路パトロールを実施し、点検、修繕を行っていますが、陥没などを発見した場合は、ご連絡をお願いします。

問/道路公園課
内線434、435

事業休止のお知らせ

先の大地震により、文化センター、総合体育館などの生涯学習関連施設が被災し、また、一部を避難所として利用しています。今後、施設の災害復旧や被災者支援に重点的に取り組む必要がありますことから、次の生涯学習課関係補助事業については、平成23年度に限り休止します。

- (1)生涯学習活動費補助金 イベントの開催や全国大会への出場に対し、費用の一部を助成する制度です。
- (2)社会教育振興事業補助金 各行政区が行う社会教育事業に対し、費用の一部を助成する制度です。これに伴い、平成23年度は社会教育振興員の委嘱は行いません。
- (3)市民スポーツ大会 行政区などの単位でチー

ムを編成して行う、ソフトボールなど9種目のスポーツ大会です。これに伴い、平成23年度はスポーツ振興員の委嘱は行いません。

問/生涯学習課
内線541〜542

お詫びと訂正

東北地方太平洋沖地震災害情報第3号「つながろう!多賀城」の内容に誤りがありました。次のとおり訂正してお詫びいたします。

ページ	記事	個所	正	誤
4ページ	被災した車両等の撤去について	市が被災車両等を撤去する場合の委託業者(株)ヨシムラの電話番号	090-7522-8464	090-7552-9464
5ページ	子ども・学校・保育所等のお知らせ中の「里親家庭が一時的に子どもをお預かりします」	今回の震災で被害を受けた子どもの年齢	0~18歳	0~8歳

学校・子育てなどのお知らせ

市立小中学校の始業式・入学式

平成23年4月21日(木)に各学校で行います。

小学校入学式の開始時間は午後0時45分、中学校入学式の開始時間は午後2時45分です。

留守家庭児童学級

4月20日(水)までの利用時間は、午前8時30分から午後5時までです。弁当と飲み物を持参してください。

4月21日(木)から通常保育(午後6時まで預かり)を行う予定です。余震が心配されますので、保護者の方の早めのお迎えをお願いします。

また、平成23年度の留守家庭児童学級利用承認通知書を各ご家庭に郵送いたしました。郵便物の確認ができない場合は、こども福祉課(内線183、184)までお問い合わせください。

保育所(園)

市立保育所、認可保育所(園)ともに通常保育を行っています。

下馬みどり保育園は、市民活動サポートセンターで保育を行っています。

認可外保育園のうち、クローバー保育園(おおぞら保育園に改称)は、太陽の家で保育を行っています。

なお、明月託児所およびびっころランドジャスコ多賀城園は、現在休園中です。



保育料および留守家庭児童学級利用料などの減免

平成23年3月分の保育料、延長保育料および留守家庭児童学級利用料については、それぞれ2分の1の額に減額します。

また、平成23年度の保育料、延長保育料および留守家庭児童学級利用料についても、被害の程度に応じて減免を行う予定です。詳細については決定次第お知らせします。

おむつ、ミルク、おしり拭きなどの配布

乳幼児がいるご家庭で、おむつ、ミルク、おしり拭き、離乳食が必要な方は、市役所のほか、次の保育所でも配布していますので、ご利用ください。

鶴ヶ谷保育所、笠神保育所、志引保育所、八幡保育所、あかね保育所および浮島保育所

なお、配布期間は、4月下旬まで(日曜日・祝日を除く)の午前9時から午後5時までです。

事前におむつのサイズや種類などを各保育所にお確かめの上、ご利用ください。

問/鶴ヶ谷保育所 ☎363-1856

笠神保育所 ☎365-6962

志引保育所 ☎368-9887

八幡保育所 ☎367-5200

あかね保育所 ☎368-9154

浮島保育所 ☎368-0440

ファミリーサポート事業協力会員

事業内容 / 生後2カ月~小学校6年生までのお子さんを、自宅で預かったり、保育所などへの送迎をする有償ボランティア活動です。

報酬 / 1時間あたり600円(時間帯により700円)。利用会員が直接、協力会員に支払います。

対象 / 市内在住で、事業を理解し熱意のある20歳以上の方

新規協力会員の講習会を5月10日(火)、11日(水)に行います。いずれも午前9時30分~正午

事前に入会登録が必要です。

申込・問 / ファミリーサポート事務局(子育てサポートセンター内) ☎389-2181

【こころの健康相談電話・ホットライン(県精神保健福祉センター)】

平日、土曜・日曜、祝日の次の時間帯で受け付けています。

午前6時~午前9時 ☎0229-23-3703

午前9時~午後5時 ☎0229-23-0302

午後5時~午前2時 ☎0229-23-3703



5月の乳幼児健診・予防接種



乳幼児健診・予防接種などは予定通り実施しています。個別通知などで日程を確認してください。
なお、通知が届かない方はお問い合わせください。

ホームページや携帯サイトでも日程などをご案内しています。

なお、健康づくりカレンダーは、震災のため、配布を延期しています。



問/健康課 内線135、136

	母子健康手帳交付	BCG	3～4か月児健診	1歳6か月児健診	2歳6か月児歯科健診	3歳児健診
会場	母子健康センター					
受付時間	10:00～10:30	9:30～10:00	12:10～12:30	12:10～12:30	9:30～9:50	12:10～12:30
日付	2日(月)	20日(金) (H23.1.13～2.20)	13日(金)	17日(火)	31日(火) (H20.10.5～10.29)	19日(木)
	9日(月)		(H22.12.25～H23.1.15)	(H21.10.13～10.24)		(H19.10.10～10.22)
	16日(月)		30日(月)	27日(金)		26日(木)
	23日(月)		(H23.1.16～1.25)	(H21.10.25～11.8)		(H19.10.23～11.4)
	30日(月)					

()内は対象生年月日です



みんな集まれ～!

キッズ・ジュニアイベント



子育てサポートセンター

費用はすべて無料。会場はすべて子育てサポートセンター。

子育てサポートセンターおよびファミリーサポート事業は、4月4日(月)から通常どおり再開しています。
☎389・2180

イベント名	日時	対象・定員	申し込み
双子ちゃん集まれ ふれあい遊び フリートーク	4月26日(火) 10:15～11:15	未就学児の双子・三つ子と保護者10組	4月12日(火) 午前9時から
すくすくハッピー1 ふれあい遊び 子育てについての 情報提供 フリートーク	5月17日(火) 10:15～11:30	H22.10月～H23.1月生まれの乳児と保護者20組(申込多数の場合は新規の方優先)	4月28日(木) 午前9時から
すくすくハッピー2 袋 浩子氏による わらべうた遊び フリートーク	5月18日(水) 10:15～11:30	H22.5月～9月生まれの乳児と保護者20組(申込多数の場合は新規の方優先)	4月28日(木) 午前9時から
ブレママ 子育てサポート センターの紹介 先輩ママ、赤 ちゃんとのふれ あい フリートーク	5月24日(火) 10:15～11:30	妊娠6か月以降の方(安定している方)	5月9日(月) 午前9時から

鶴ヶ谷児童館

会場は、鶴ヶ谷児童館。問い合わせは同館へ直接または電話で。
☎362・0763

イベント名	日時	対象・定員	申し込み	費用
みんなあつまれ 児童館 おたのしみ・作る・ ゲームの各コー ナー、出店あり ます。 *できるだけ徒歩 でご来館くださ い。(雨天決行)	5月14日(土) 9:30～11:30	市内に住んでいる方(ただし、幼児の場合は、保護者同伴)	不要	一部有料

西部児童センター

会場は、西部児童センター。問い合わせは同センターへ直接または電話で。(対象者は市内居住者に限ります)
☎368・4142

イベント名	日時	対象・定員	申し込み	費用
チャレンジ教室1 ニュースポーツに チャレンジ!	4月27日(水) 15:00～16:00	小学生	不要	無料

ご支援をいただいた皆さんに支えられて

水道の復旧工事をはじめ医療救援など、全国各地の皆さんから人的援助、救援物資、励ましのメッセージなどが届いています。

本当にありがとうございます。

ご支援いただいた方のお名前は、後日紹介します。



塩釜青年会議所のみなさん



みどりの会(山形)のみなさん



東静電気(伊豆の国市)のみなさんの洗濯支援



秋田県、岐阜県、愛知県のみなさん



陸上自衛隊第15後方支援隊補給中隊(沖縄)のみなさん

地震情報の発行について

東日本大震災後、多賀城市の地震情報第1号(3月17日発行)を、避難所や市内の掲示板などに掲示するほか、地区に回覧などをお願いしました。

第2号(3月23日発行)は、朝日・河北・産経・毎日・読売各新聞販売所のご厚意により新聞折込を行った他、避難所やスーパーに掲示させていただきました。

第3号「つなごろう！多賀城」(3月30日発行)は、配布可能な地区には、行政区長を通して各世帯に配布し、被害の大きかった地区には高校生ボランティアが配布を行ってくれました。

情報が各世帯に行き届かずご迷惑をおかけしたことをお詫びいたしますとともに、災害後の混乱した中、配布にご協力をいただいた皆さまには感謝申し上げます。

また、市外に避難されている方には、ホームページをご覧ください。お問い合わせいただくようぜひお伝えください。

問/地域コミュニティ課 内線254

多賀城市公式ホームページ

災害に関する情報を随時更新中!! まずは下記アドレスにアクセス
<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

多賀城市公式携帯サイトも要チェック

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/m/>



多賀城市公式携帯サイトQRコード

* 県政日より5月号は県から直接、配布されます。問/宮城県・広報課 ☎211・2283